

国民健康保険税の納期と納付方法

国民健康保険は、職



場の健康保険に加入している方などを除き、すべての方が加入しなければなりません。田原市国民健康保険は、市が運営し、皆さんから納められる国民健康保険と国の補助金などを財源として、医療費の給付などを行っています。

国民健康保険は7月に決定し、8月中旬に世帯主あてに通知します。世帯主ご本人が、他の健康保険に加入していても、家族の中でお一人でも国民健康保険に加入していれば、納税義務者は世帯主となります。

普通徴収の方は、4月に通知してある仮算定税額(第1期・第2期分)を差し引いた税額を第3～8期の6回に分けて納めていただきます。

◆国民健康保険税の特別徴収

国民健康保険の特別徴収(年金からの引き落とし)の対象の方は、世帯主の方を含め国民健康保険に加入している方全員が65歳から74歳までの世帯です。ただし、以下のいずれかに該当する場合は普通徴収の対象者になります。

- ・今年度中に75歳になる方
- ・滞納がなく口座振替による納付を継続している方で今後も確実な納付が見込める方
- ・年金額が年間18万円未満の方
- ・介護保険料と国民健康保険を合わせた年金からの引き落とし額が、年金の2分の1を超える方

国民健康保険税の税率

区 分		医療分	支援金分	介護分
①所得割額	前年の所得に応じて賦課される額	4.5%	1.1%	0.6%
②資産割額	今年度の固定資産税額(土地・家屋分)に応じ賦課される額	29.0%	9.0%	5.0%
③均等割額	加入者1人当たりの額	28,800円	8,400円	6,600円
④平等割額	加入世帯1世帯当たりの額	31,200円	7,200円	6,000円
年 税 額	①+②+③+④ 賦課限度額	500,000円	130,000円	100,000円

国民健康保険税の軽減

種別	軽減基準(世帯の総所得金額)	軽減内容
7割軽減	33万円以下	均等割額と平等割額の7割
5割軽減	33万円+(24万5000円×世帯主以外の加入者数と旧国保被保険者数の合計)以下	均等割額と平等割額の5割
2割軽減	33万円+(35万円×加入者数と旧国保被保険者数の合計)以下	均等割額と平等割額の2割

国民健康保険税の減免

種別	減免基準	減免内容
1割減免	7割・5割・2割軽減該当で、均等割と平等割のみ課税される方	均等割額と平等割額の1割
2割減免	7割・5割・2割軽減非該当で、均等割と平等割のみ課税される方	均等割額と平等割額の2割

◆国民健康保険税の税率

国民健康保険の税率は表のとおりです。

◆国民健康保険税の軽減・減免制度

所得の低い方のために国民健康保険には軽減、減免制度があります。

軽減制度は、世帯主と国民健康保険加入者の所得によって、7割・5割・2割の3種類、減免制度は、2割・1割の2種類があり、均等割と平等割の部分について、減額になります。

なお、所得の申告をしていない場合は、軽減・減免の対象となりません。

◆離職者の軽減制度

会社の倒産、解雇などにより離職をされた方への、国民健康保険税の軽減制度があります。

雇用保険の特定受給資格者、特定理由離職者として基本手当の受給を受ける方が対象になります。軽減を受けるためには申請が必要です。

※詳しくはお問い合わせ下さい。

▼保険年金課

☎23局2149 FAX23局0180

寄付

DONATION

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼6月27日、イオンリテール株式会社 東海カンパニーイオン田原店様から、環境保全活動のため金17万9952円。

田原市総合防災訓練

8月27日

<少雨決行>

■時間
午前6時～8時

■場所
赤羽根文化広場

▶防災対策課

☎23局3548 FAX23局0180

